

市場価格のない株式の減損処理

今回は、金融商品会計基準等において規定されている時価を把握することが極めて困難と認められる株式の減損処理についてご紹介したいと思います。

時価を把握することが極めて困難と認められる株式の減損処理については、金融商品会計基準において以下の通り定められています。

時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。(金融商品会計基準第 21 項)

上記基準の『著しく低下したとき』とは、少なくとも株式の実質価額(通常は 1 株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額)が取得原価に比べて 50%程度以上低下した場合をいうとされています。

なお、株式の実質価額の算定の基礎となる発行会社の財政状態を算定するにあたっては、発行会社の財務諸表を無条件に使用するのではなく、原則として、資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定することとされています。

時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、実質価額が著しく低下したときは一般には回復可能性はないものと判断され、減損処理をしなければならないこととされていますが、以下の場合には減損処理の対象としないことが認められています。

子会社・関連会社の場合には、財務諸表を実質ベースで作成したり、事業計画等を入手することが可能であることから、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるのであれば、期末において相当の減額をしないことも認められることとされています。

また、特定のプロジェクトのために設立された会社について、それが子会社や関連会社でないとしても、これらと同様に中長期の事業計画等を入手することが可能な場合に、当該事業計画等において、開業当初の累積損失が一定期間経過後に解消されることが合理的に見込まれており、かつ、その後の業績が事業計画等を大幅に下回っていなければ、当該株式の実質価額の下落は恒久的なものではないとして、減損処理の対象としないことができるとされています。

この場合は、当初の事業計画等において、開業当初の累積損失が 5 年を超えた期間経過後に解消されることが合理的に見込まれる場合を除き、おおむね 5 年以内に回復すると見込まれる金額を上限として行うものとするされています。

また、回復可能性は每期見直すことが必要であり、その後の実績が事業計画等を下回った場合など、事業計画等に基づく業績回復が予定どおり進まないことが判明したときは、その期末において減損処理の要否を検討しなければならないとされています。

以上